

## 2 構造及び材質

### 2・1 構造及び材質

#### 2・1・1 給水装置の構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、水道法及び水道法施行令（昭和 32 年 12 月政令第 336 号）に定める基準に適合するものでなければならない。

給水装置の構造及び材質についての法令等の規定は、次のとおりとする。

- 1 水道法第 16 条 給水装置の構造及び材質
- 2 水道法施行令第 5 条 給水装置の構造及び材質の基準
- 3 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（全条）
- 4 給水条例第 8 条 給水管及び給水用具の指定

#### < 解 説 >

4 について； 給水条例第 8 条（給水管及び給水用具の指定）

管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

（1）口径 50 mm 以下の分岐から止水栓及びメーター前後の指定材料及び工法

ア 口径 50 mm 以下 分岐から止水栓及びメーター前後の指定材料

品 名	規 格	口径(mm)	記号・略号	備 考
サドル付分水栓	JWWA B117	(取出し口径) 25・50		分岐本管は DIP・CIP A 型ボール式平行おねじタイプ
〃	〃	〃		分岐本管は HIVP A 型ボール式平行おねじタイプ
割 T 字管		75 以上		本管口径 75 以上
分水栓ソケット		25・50		ポリエチレン 1 種二層管用 JWWA B116 の「性能」を満たす製品
絶縁袋ナット付分・止水栓ソケット（伸縮可とう式）		25・50		JWWA G116（伸縮可とう式）の「性能」を満たす製品
サドル付分水栓用キャップ	JWWA B117	25・50		
ボール式乙止水栓	JWWA B140	13～40		JWWA B140 又は JWWA B140 の「性能」を満たす製品 道路・宅地
ボール式伸縮型丙止水栓		13～40		宅地（メーターきょう内）
絶縁メーターフレキ		13・20・25		

逆止弁		13・20・25		
メーターユニオン		40		
伸縮管又はカップリング付ソケット		40		
逆止弁付メータバルブ		40.50		
合フランジ伸縮管又はカップリング付ソケット		50		
メカニカル形継輪		75以上		
メカニカル形短管2号		75以上		
水道用ポリエチレン1種二層管	JIS K6762	25・40・50	PP	
〃 継手	JWWA B116	25・40・50		JWWA B116の「性能」を満たす製品の使用可
水道用波状ステンレス鋼管	JWWA G119	25・40・50	SSP-SUS316	JWWA G119の特別基準認証登録品の使用可 露出は口径40・50mm
水道用ステンレス鋼管	JWWA G115	25・40・50	SSP-SUS316	露出、河川横断等は口径40・50mm
〃 継手(伸縮可とう式)	JWWA G116	25・40・50		JWWA G116(伸縮可とう式)の「性能」を満たす製品の使用可
水道用地下式消火栓		75		
水道用空気弁		75～150		JIS B 2063によるものでJWWA G 112のエポキシ樹脂粉体塗装したもの
小型空気弁		75		
減圧弁				
補修弁		75から100		
密着形コア		25・50		
スリースバルブ筐				公道部
水道用ネジ式仕切弁筐				
ボール式乙止水栓筐				
メーターきょう		13・20・25・40		
メーターきょう		50以上		大型水道メーターユニット製等とし、蓋は検針用小蓋付とする。

メーターユニット		13・20・25		共同住宅における各階各戸にメーターを設置する場合
止水栓きょう				

イ 口径 50mm 以下 分岐からメーター前後の指定材料

(ア) 水道用ポリエチレン 1 種二層管 (PP) を使用の場合

メーター口径	分岐からメーターまで ( → 水流方向)				
13~25	サドル付分水栓 本管口径×25	分・止 水栓 ソケット (回転式)	PP φ 25 mm	鋼管用おねじ 付ソケット	ボール式乙止水栓 φ 25 mm
40	サドル付分水栓 本管口径×50		PP φ 50 mm	鋼管用おねじ 付ソケット	ボール式乙止水栓 φ 40 mm
50					水道用ソフトシール 仕切弁 φ 50 mm
※共同住宅等 各階各戸 (13~25)	サドル付分水栓 本管口径×25		PP φ 25 mm	鋼管用おねじ 付ソケット	ボール式乙止水栓 φ 25 mm
	サドル付分水栓 本管口径×50				PP φ 50 mm

メーター呼び径	メーター部 ( → 水流方向)							
13~25	絶縁メーター フレキ(注1)		ボール式伸縮型丙止水栓		絶縁メーターフレキ(注1)			
40	鋼管用めねじ付 ソケット		ボール式伸縮型丙 止水栓			メーター ユニオン		
50	SSP φ 50mm	ステンレス製 (SUS 316) メーター用 フランジ付短管			メーター	ステンレス製 (SUS 316) メーター用 フランジ付伸縮管	SSP φ 50 mm	スルースバルブ 又は ボール止水栓 φ 50 mm
	SGP-VB φ 50mm	メーター用フランジ				メーター用 フランジ	伸縮管	
※共同住宅等 各階各戸 (13~25)	SGP-VB 用 エルボ ソケット	メーター ニップル	ボール式伸縮型丙止水栓		メーターニップル		(逆止弁)	
	フレキシブル継手		メーター設置器			フレキシブル継手		
	—————		メーターユニット			—————		

注1 絶縁メーターフレキに接続するポリエチレン管の管端には、ポリエチレン管用金属継手のインコアの挿入はしないこと。

※ 必要に応じて、メーター上流側に減圧弁を設置することも可とする。

(イ) 水道用ステンレス鋼鋼管 (SSP) を使用の場合

メーター呼び径	分岐からメーターまで ( → 水流方向)			
20・25	サドル付分水栓 本管口径×25	絶縁袋ナット付 分・止水栓ソケット (伸縮可とう式) (注2)	SSP φ 25 mm	ステンレス製ボール止水栓(注2) 伸縮可とう継手一体式 φ 25 mm
40	サドル付分水栓 本管口径×50		SSP φ 50 mm	ステンレス製ボール止水栓(注2) 伸縮可とう継手一体式 φ 50 mm
50	サドル付分水栓 本管口径×50		SSP φ 25 mm	ステンレス製ボール止水栓(注2) 伸縮可とう継手一体式 φ 25 mm
※共同住宅等 各階各戸 (13~25)	サドル付分水栓 本管口径×25		SSP φ 25 mm	ステンレス製ボール止水栓(注2) 伸縮可とう継手一体式 φ 25 mm
	サドル付分水栓 本管口径×50		SSP φ 50 mm	ステンレス製ボール止水栓(注2) 伸縮可とう継手一体式 φ 50 mm

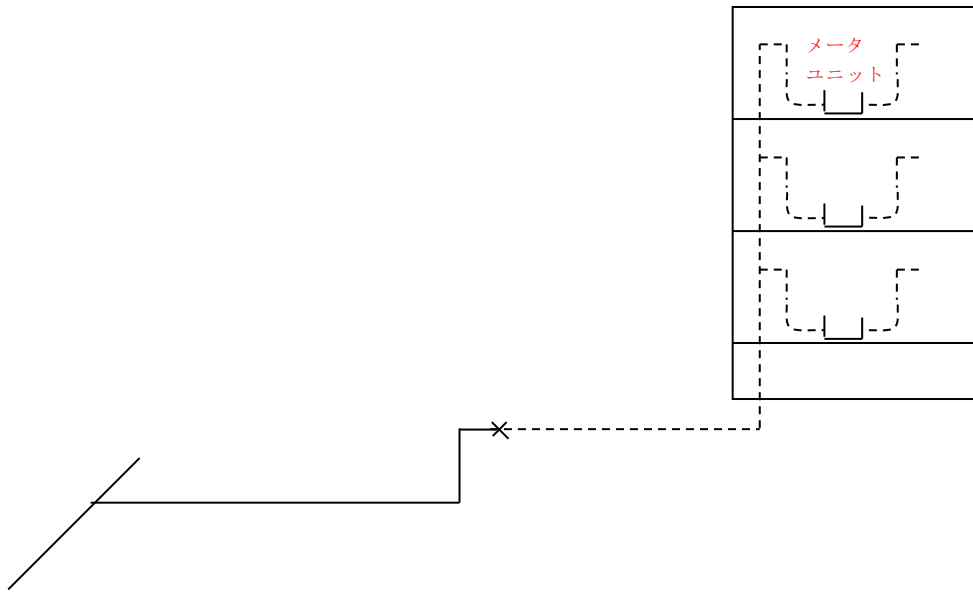
注2 ステンレス製ボール止水栓の他、ボール式乙止水栓も可とする。

メーター呼び径	メーター部 ( → 水流方向)						
20・25	絶縁袋ナット付メーター用ソケット(伸縮可とう式)(注3)	ボール式伸縮型丙止水栓	絶縁袋ナット付メーター用ソケット(伸縮可とう式)(注3)				
40	絶縁袋ナット付メーター用ソケット(伸縮可とう式)	メ ー タ ー	メーターニップル付伸縮管	鋼管用シモク	絶縁袋ナット付分止水栓ソケット	SSP φ 40 mm	スルースバルブ又はボール止水栓 φ 40 mm
50	ステンレス製(SUS 316)メーター用フランジ付短管		ステンレス製(SUS 316)メーター用フランジ付伸縮管			SSP φ 50 mm	スルースバルブ又はボール止水栓 φ 50 mm
※共同住宅等 各階各戸 (13~25)	SGP-VB用エルボソケット		メーターニップル	ボール式伸縮型丙止水栓		メーターニップル (逆止弁)	
	フレキシブル継手		メーター設置器		フレキシブル継手		
	—————		メーターユニット		—————		

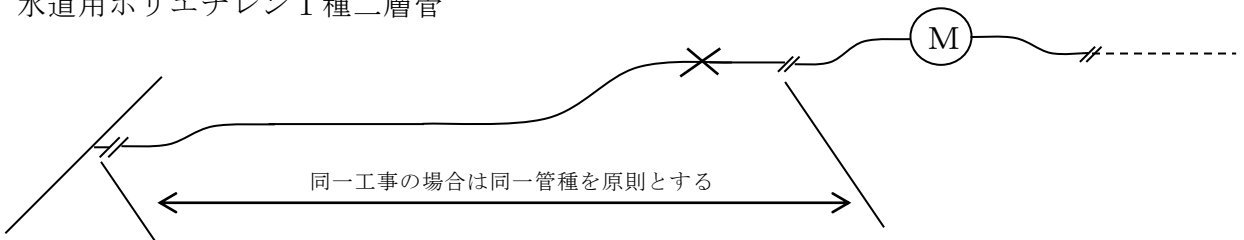
注3 絶縁袋ナット付分・止水栓ソケット、絶縁袋ナット付メーター用ソケットには水道用波状ステンレス鋼管を使用。(波状部を最低2箇所以上設けること)

※必要に応じて、メーター上流側に減圧弁を設置することも可とする。

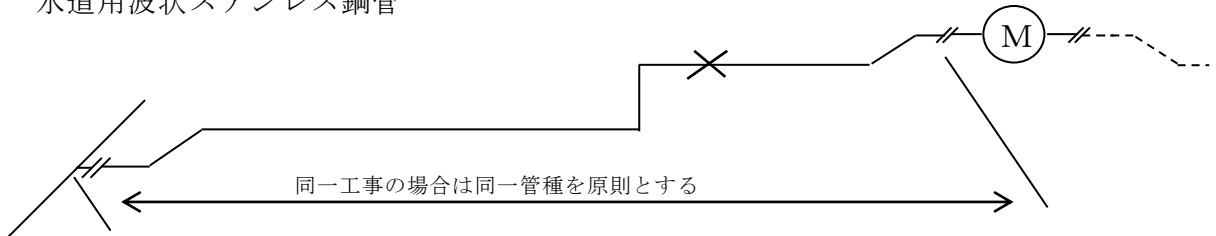
＜各階各戸にメーターが設置される場合の例＞



水道用ポリエチレン1種二層管



水道用波状ステンレス鋼管



## 2・1・2 給水装置の器具機材

給水装置器具機材（以下「器具機材」という。）は、2・1・1で定めた構造及び材質に適合する認証品又は規格品を適切な場所に使用すること。

### <解説>

給水装置に使用する器具機材は、自己認証品、第三者認証品、日本工業規格品（JIS）、日本水道協会規格品（JWWA）又は日本水道協会検査品であることを主任技術者が確認すること。

## 2・1・3 給水装置工事材料の主な種類

給水装置工事材料の主な種類は、次による。

- 1 管、継手類
- 2 水栓類
- 3 バルブ類
- 4 機器類
- 5 ユニット化装置
- 6 補助材料
- 7 メーターきょう、止水栓きょう類

### <解説>

1について；

器具機材の中で給水装置そのものを構成する管、継手類は重要であり、最も適当と考えられるものを使用すること。なお、メーター上流側の指定材料については2・1・1の4に示す。

4について；

給水装置に係る機器は、給水装置に直結し、ガス、電気、灯油等を使用して水を加熱する湯沸器類、水を冷却して使用する製氷機、ウォータークーラー、電気食器洗い機、浄水器等がある。なお、取付けに際しては、機器の上流側に止水用具、逆止弁等を取付けること。

5について；

ユニット化装置とは、2以上の給水器具を組合わせ、1セットとして取扱うもので、器具ユニット、配管ユニット及び設備ユニットがある。

6について；

補助材料とは、器具機材の補助的な材料で、給水栓コマ、シールテープ、配管用接着剤等である。

7について；

- (1) メーターきょうは、樹脂製で検針及びメーター取替に支障がないよう大きさを定めている。



- (2) 止水栓きょうは、止水栓操作に支障がないよう長さ等を定めている。

